

三好市池田町池南・新山地区自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、三好市池田町池南・新山地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、池南分館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出擁護、避難誘導等
応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、三好市池田町池南・新山地区にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干人
- (2) 会長 1人
- (3) 副会長 若干人
- (4) 理事 若干人
- (5) 事務局長 1人
- (6) 事務局次長 1人
- (7) 監事 2人

2 役員は、会員の互選による。ただし、顧問、事務局長、事務局次長は会長が委嘱する。

3 役員の任期は、2年とする。但し、再任することが出来る。

(役員の仕事)

第7条 顧問は、会務の諮問を受ける。

2 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

- 4 理事は、理事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 5 事務局長は、会長の命を受け会計の処理及び事業の実施にあたる。
- 6 事務局次長は、事務局長の補佐を行う。
- 7 監事は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び理事会を置く。会議の議長は会長がこれにあたる。

(決議)

第9条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決議し、可否同数の場合は、議長が議決する。

(総会)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を理事会に委任することができる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、事務局長及び理事によって構成する。

2. 顧問及び監事は理事会に出席して意見を述べることが出来る。
3. 理事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他、理事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第12条 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災組織の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期防火、救出救護及び避難誘導に関する事。
- (5) その他必要な事項

(会費)

第13条 本会の会費は、年間1戸あたり300円とし、毎年7月末日までに納入するものとする。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、平成21年5月24日から実施する。